

次に、議席7番、田山文雄君。

〔7番 田山文雄君登壇〕

○7番（田山文雄君） 皆さん、こんにちは。また、傍聴者におかれましては、長い時間本当に傍聴に来ていただきまして大変にありがとうございます。議席番号7番、田山でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従って、4項目5点についての一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の福祉タクシーやデマンド交通についてお伺いをいたします。この福祉タクシーについては、私自身過去にも質問をさせていただきました。この制度は、当時の循環バス廃止に伴って、交通弱者に対して、医療機関への通院もしくは機能回復訓練機関への通所のために利用したタクシー料金の一部を助成するといった制度であります。タクシー代1回600円、往復1,200円として、1カ月のタクシー料金に該当する額3,000円を限度として行っております。また、透析者については、月20回1万2,000円を限度としております。利用者も、平成19年度実績で見ますと30人、また平成21年度実績が40人と大体固定されているような感じになっておりますが、この利用に当たっては、住んでいる地域間の格差が生じていたり、また事務手続が大変に面倒であったりと、高齢者にとっては決して使いやすいとは言えないと思います。

そこで、使いやすい仕組みに変えるなどの改善が必要と思いますが、当町の考えをお伺いをいたします。また、当町におけるデマンド交通導入については、今現在どのように考えているのかお伺いをいたします。

次、2点目に、高齢者社会における対応についてお伺いをいたします。今後、日本国が総人口が減少する一方で、高齢化率が上昇すると言われております。2055年には高齢化率が40.5%に達し、2.5人に1人が65歳以上になると言われています。こういった高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らし続けるにはどうしたらよいのか、行政としての取り組みが求められています。日本全体が抱える問題としてではありますが、子供が少なく高齢者の割合がふえていく社会になってきている中で、高齢化社会の中で、行政として専門の窓口をつくるなどの必要性があると思いますが、この件についての当町の考えをお伺いをしたいと思います。

また、3点目の住宅用火災警報器の普及状況についてお伺いをいたします。これは、総務省消防庁は、消防法の改正によりまして、2011年6月までに設置が義務化されております。住宅用火災警報器の普及率について推進結果を発表いたしました。全国の普及率は52%であります。条例で既に設置が義務化された自治体でも、60.8%にとまる結果になっているのが現状であります。特に茨城県では39.3%と大変低い現状にもあります。全国の住宅火災の死者数において、65歳以上の年齢が約6割を占めていることなどを踏まえ、特に高齢者の安全確保が優先されているのが全国の現状であります。当町におきますこの現況と取り組みについてお伺いをいたします。

また、4点目のいじめや不登校の問題についてお伺いをいたします。この問題につきましても、これは深刻な社会問題でもあり、これが特効薬と言える対策はありませんが、みずから命を絶つような悲惨な事件が起きないようにやっぱり注意を払っていく必要があります。私もこの質問を平成18年行いました。これは、当時の教育長の答えでありましたけれども、全国一斉のアンケート調査を実施しましたが、そのときの本町境町におけるいじめの発生件数はどの学校もありませんでしたという答えでした。ただ、当町独自のアンケートでは、いじめがあると答えた児童生徒は126名ありましたが、その後の調査

で、遊んでいてたまたま手が触れてしまったのを暴力として勘違いしていたようですという答弁をいただきました。いじめの問題は、当町では、要するに境町では、ほとんどないかのような答弁であったと思っています。

ただ、全国的には、小学校から中学校へ進学した際には、環境の変化にうまく対応できずに不登校の急増、学力低下となってあらわれる中1ギャップという問題が大変問題になっております。例えば平成20年度の中学校1年生の不登校は2万3,149人、この学年が前年小学校6年生のときの不登校児童数は8,145人でした。比較をしますと、小学校から中学校に移るときに、実は3倍にもはね上がっています。これが中1ギャップの一つのあらわれと言われております。小学校6年生から中学1年生に進学した際に、ギャップを生じ、不登校やいじめの問題が顕著にあらわれる特徴を中1ギャップと初めて命名したのが新潟県の教育委員会であります。また、この平成15年から、実はこの実践研究の結果をこの新潟の教育委員会はやっておりまして、それを実施した結果、不登校やいじめが大幅に抑制されて減少の傾向を示したということも聞いております。当町におきますこの現在の現況と、また取り組みについてお伺いをいたします。

以上、4項目5点について最初の質問を終わります。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） 田山文雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「福祉タクシーやデマンド交通について」のご質問にお答えをいたします。1点目の「もっと使いやすい仕組みに変えるなどの改善が必要と思うが、当町の考えを伺いたい」とのご質問でございますが、まず福祉タクシーにつきましては、平成17年10月から、循環バス廃止の代替策として「福祉タクシー助成事業」を実施してまいりました。

制度の内容につきましては、ご承知のことと思いますが、70歳以上の方が医療機関への通院や機能回復訓練施設への通所のために利用したタクシー料金の一部を助成するものでございます。利用状況につきましては、先ほどもご質問の中にございました、約40名の方が申請しておりまして、多い月ですと20名強の方が利用しております。決算額としては、20年度が73万5,000円、21年度が72万円となっております。

現在、本制度の利用に当たりましては、福祉課窓口において、医療機関での証明及びタクシー利用の領収書等を添付するなどして申請請求を行っていただいております。ご指摘のとおり「もっと使いやすい内容に変える」などの改善につきましては、他市町村の制度を参考にしまして、もっと使いやすいものにすべく検討、努力してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目の「デマンド交通導入についての当町の考えを伺いたい」とのご質問でございますが、現状の本町の公共交通は、民間会社によるバス路線に依存しているのが実態でありまして、バスの利用者は年々減少し、路線が縮小される傾向にございます。

過去における公共交通の取り組みとして、交通弱者を救済するため、「循環バス」を平成10年10月より平成17年9月までの間、試行的に運行してきたところでございます。しかしながら、利用率の減少やバスの老朽化等の課題を残したまま廃止をしてきた経緯がございます。

このような経緯を踏まえ、高齢者や障害者などの方々が公共施設や医療機関へ利用しやすい環境を整備するとともに、だれもが安心して暮らすことのできる「安心・安全な」地域社会の実現を目指すための新たな施策である「デマンド交通」につきましては、現在他市町村で運行されている「デマンド型交通」を一つの参考事例として検討を行っているところでございます。具体的には本町の交通弱者は、高齢者5,645人、障害者1,001人を想定し、課題である事業費、事業主体・運業者・使用車両・基本運賃・年間運行日数・年間輸送人員・運行エリア、そして1週間の運行日数等について検討を行っており、本年度中には事業概要について取りまとめを行っていく予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） デマンドが民生部長のご答弁とは思わなかったものですから、済みません。

まず最初に、福祉タクシーの件ですが、先ほどの答弁の中で、医療機関の証明やタクシーの利用の領収書を窓口を持ってきて申請をするという話がありましたけれども、やっぱり多分福祉タクシーを利用するに当たっては一度役場に行って多分申請をして、その上で許可を得て、また今度タクシーを利用した段階で、領収書なり病院のそういったものをつけなくてはいけない。これは、非常に高齢者にとっては面倒だと思います。この点ほかの市町村も聞きましたところ、福祉のタクシー券ですか、これを購入して、タクシー会社に支払ってというかそこを出して、タクシー会社が今度はその担当の窓口とやりとりをして請求をしていくという、それは多分坂東市だと思います。そうやっているというところも聞いていますが、まず1点が、やっぱりそういうところが高齢者にとって非常に不便だというふうに感じました。そこをまず何とか変えられるようにしていただきたいと思うのが1点と。

それと、先ほど第1回目の質問でも言いましたけれども、これは前から言っていますけれども、やっぱり住んでいる地域によって、やっぱり最初からタクシーの600円がかかってしまうところがあります。何キロ以上のところに行くと、タクシーが来て、動いた瞬間にもう最初の基本料金がぼんと上がってしまうというか。だから、それはやっぱり町場の人とちょっと離れた人で、非常に使い勝手が違うのではないかなと、これは前も指摘をさせていただきましたけれども、この辺もひとつ改善するべきではないかと思いますが、この辺のお考えがあるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

坂東市さんの例がございましたけれども、タクシー券を使ってやるやり方は大変効率がいいし、利用者の負担が少ないというふうには実は私どもも考えておまして、できたらそういう制度が導入できればいいということで現在検討中でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、地域間の格差を埋めるという、そういうことでございますけれども、これは前から田山議員さんのご質問に上がっておりましたけれども、できればそのようなことも含めて、よりよき方法を考えていきたい。そういうことで少しお時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） その1点、今の前向きということでありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、実はこの福祉タクシーは、やっぱり病院に限られるのですよね、これは。病院の医療行為というか、医療機関に行くのと多分ハビリですか、行くことに限られるのですが。今回の質問で、デマンドと一緒にしていますけれども、デマンド交通というのは目的が実は自由で、買い物に行っても何でも行けるというのが、多分デマンド交通というのは利用できるというのがあると思うのです。

先ほどデマンド交通を今研究しているという話がありましたけれども、僕も何力所か今デマンドを実際やっているところの費用を聞いてみましたけれども、大体年間で少ないところでも1,000万以上はかかっているみたいです、このデマンド交通は。ただ、やればやるほど毎年、毎年利用者も大変ふえて、非常に喜ばれるという結果はあるようですが、正直年間1,000万以上かかるこのデマンド交通を、境町としてうまく導入を、いろんな研究をしているという話がありましたけれども、そのままの形で今のところ実は研究をされて、では何年ぐらいに導入をしていきたいという考えがあるのかどうかちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えを申し上げます。

デマンド交通につきましては、本年度の私の選挙のときにマニフェストにも載せてありますので、この4年以内にはどうしても実施したいと思っております。

今研究しているというのは、先ほどおっしゃったように、費用対効果をいろいろ考えてみますと、そういうものも含めて、使い心地のいい交通体系というのを、これを目指していきたいと思っております。それにはではどういう方法がいいのかといいますと、これからそれはいろんな形で研究していくことと。費用につきましては、幼稚園のバスが、廃園になりますので、これらはいずれにしても学校の送迎にはお願いをするなり、またやっていかなければならないわけでありまして、それらの費用を含めて、一緒の、同額程度でできればいいのかなというふうに考えております。今までよりも費用がふえるということのない形で、学校の送迎プラスデマンド交通のシステムの中で、同費用ぐらいの中でやっていきたいなというふうな考え方を持っております。

参考までに一つ申し上げておきますが、今古河線、赤字がふえまして、本年度補助金の増額が出ております。一般の交通機関がそういう状況にありますこともご理解をいただきながら、交通弱者のための、本当の交通弱者のためのデマンド交通システムというのを確立していきたいと。目標につきましては、来年から再来年の間ぐらいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 来年、再来年の間にいろいろ考えるということでございましたが、ぜひ、難しいところですが、やはりさっき福祉タクシーの件も、医療機関に限るという話を僕がしましたけ

れども、境町独自で、本当に今までやっているデマンドとは違うような、さっき町長が言われたような、みんなが喜んで使えるようなのをぜひ考えてほしいと思うのです。そのためにも多分、これは僕の提案ですが、今福祉タクシーをもっと使い勝手がいいように持って行ってもらって、その上で今度はデマンドに移行していければ、一番それは住民の人にとっては大変喜ばしいのではないかなというふうに思います。実は特別委員会の中でもこの福祉タクシーの項目は取り上げさせてもらったのですが、やっぱり住民のニーズにこたえるためにも、高齢者にぜひアンケートとか、どういった形がいいのかというものをよく声を聞いていただいて、その中で町の施策を進めていただきたいというふうにも思いますので、どうかよろしく願いいたします。

これは要望ですので、これはいいです。

○議長（木村信一君） これで1項目の質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） 続きまして、「高齢者社会における対応について」のご質問にお答えをいたします。

「高齢化社会が進行する中で、行政として専門の窓口をつくるなどが必要と思うが、当町の考えを伺いたい」とのご質問でございますが、本町における65歳以上の高齢者につきましては、平成22年10月現在5,645人で、総人口に占める割合は21.75%となっております。今後、団塊の世代の高齢化により、高齢者人口は急増するところから、その対応については大変危惧しているところでございます。

現在、町では高齢者に関する相談窓口として、役場福祉課、高齢・介護担当及び地域包括センター支援センターの2カ所で、高齢者の暮らしにかかわるあらゆる相談や問題に対応しているところでございます。

ここ最近の傾向として、認知症高齢者の介護の相談、老人ホームの入所の相談、介護サービスを利用したいが、どうしていいかわからないなど多種多様な相談に対応し、件数も増加しているのが現状でございます。また、独居高齢者の生活問題などにも対処するケースも増加してきており、それぞれのニーズに合ったサービスの説明や適切な助言・対応を行い、高齢者の方や高齢者を抱えておられる家族の方に最も適したものをお話しさせていただいております。

先ほど申し上げましたように、これから団塊の世代という大きな高齢化の波が押し寄せてまいります。相談件数や諸問題は、私たちの予想を超えるものがあるかもしれませんけれども、そうした事態にも対応すべく、さらなる体制の充実を図るため、保健師・社会福祉士などの有資格者の配置に努めつつ、高齢者やその家族の支援を行うべく、窓口の充実を図ってまいりたいと考えておりますが、具体的には今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 本当に実はこの質問は非常に僕はシンプルな気持ちで言っているのですが、これは実はある相談を受けた方の事例であるのですけれども、高齢者がやっぱり老老介護になっていま

して、非常にやっぱり大変になってきて、どうしたらいいのだろうという相談を受けまして、ただ僕は役場の窓口を紹介というか、ここに電話をして相談してくださいということは話したのですが、そのときに思ったのですけれども、その方はやっぱり介護認定を受けて、今度は5級になったのです。皆さんも知っているとおり、5級というのは介護認定の一番重い人です。いきなり5級になってしまうわけではなくて、間がずっとやっぱりあったわけです。ところが、途中いろんな、5級になるまでに、どういうところに相談していいのか実は全然わからないというのが、やっぱり老人の方のいるところというのはあると思うのです。

ここで言いますと福祉課に電話をすればいいと確かになるのですが、これから5人に1人は高齢者になるわけですから、そういった介護の問題、いろんな問題を、前にも僕は言ったことがありますけれども、境町の例えば……一つの電話とか一つの窓口、そこに電話をすれば何でもそこが教えてくれる。何でもここはこうすればいいのですよということを相談してもらえようという専門のやっぱり窓口というのは、これから僕は必要ではないかなというふうに思うのです。

この前古河の市役所に電話したら、古河は老人福祉課ですか、そういう老人のための福祉課の窓口とか、ちゃんとそういうのがあるというふうに聞いたのですが、やっぱりどこに相談していいかわからないというのが僕は非常に、老人の方とか、年輩の方というのはあるのだと思うのです。だから、そういうのはもっと、何かあったらここに電話くださいねということを町でもやってあげられるということが、本当に高齢者が安心をして暮らしていけるのではないかなというふうに思うのですが、その辺どうでしょうか、ちょっとご回答いただきたいと思うのですが。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、これからもますます高齢化が進行して、行政サービスとしては、そちらにシフトせざるを得ないと、そういう状況でございます。例えば相談窓口をどこにするかということになりますけれども、現在は当然福祉課が中心になりますが、それともう一つ、先ほど申し上げましたように地域包括支援センター、これは塚崎にございますけれども、そういう意味で二元化しております。二元化しているというのは、相談窓口が2つありますから、敷居が低くなるというふうな考え方もありますけれども、そういう意味ではその辺のところ、連携を強化しながらどう体制をつくっていくかというのが一つの大きな課題ではあると思います。

それともう一つ、現在福祉課で、高齢と介護をセットにして高齢課の担当でやっておりますけれども、それとあわせて福祉全般の仕事を1つの課でやっておりますが、そういう形で果たしてこれでいいのかどうかといったことの検討も必要になってくるかと思えます。多くの自治体では高齢福祉課とか、そういうこと、高齢に特化したセクションをつくっているという、そういう状況でございますので、その辺も、これは私の独断ではいきませんで、当然機構の問題になってきますので、当然人数だとか、その機構の考え方とか、そういったことは、これから町長、副町長と相談をしながら進めていきたいと思えます。長期的にはそういう形にならざるを得ないというふうには考えておりますけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。今後検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 済みません、先ほど民生部長から、その窓口の中では福祉課ということがありましたが、確かに福祉課というと、福祉というといろんな問題がありますから、そこに対応している職員、介護福祉課ですか、今言ったのは、対応している職員は何人ぐらいいるのですか、今。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高塚英男君） お答えさせていただきたいと思いますが、高齢介護担当で現在7名、うち1名が育児休業ということで2年間、来年、再来年の3月末まで、育児休業ということで保健師さんが育児休業をとっているというふうな状況です。したがって、現在の今対応している人数は、補佐、係長、それと看護師が3名で、あとは一般事務員、女性の方なのですが、1名ということで、計6名になるかと思うのですが、で対応しているような状況でございます。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） その6名という人数が、これは他市町村とよく本当に検討していただいて、多分人口割とかいろんな問題があると思うのですが、やはりこれはどうしても高齢化は進みますから、その辺のところは、これは副町長か町長になると思うのですが、どうか手厚くやっぱりやってもらいな形は今後は必要だと思えます。どうしてもやっぱりこれは、老人の方が一人で、境町も本当に老人のひとり暮らしが大変ふえていますよね。男性、女性を問わず、ひとり暮らしの人が本当に増えていますから、この辺もぜひ今後の、来年度大変、人もやめてという話もありましたけれども、その辺手厚く、これは町長、副町長に要望しておきたいと思えますので、よろしく願います。

では、以上でいいです。

○議長（木村信一君） これで2項目の質問を終わります。

次に、3項目に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、続きまして「住宅用火災警報器の普及状況について」のご質問にお答えいたします。

「当町における現況と取り組みについて」とのご質問でございますが、住宅用火災警報器設置の義務化につきましては、住宅火災の死者を減らすことを目的といたしまして、平成16年の6月消防法の一部改正によりまして、すべての住宅について住宅用火災警報器設置が義務づけられることになりました。議員ご指摘のように、法律の規定では、政令で定める基準に従いまして、各自治体で住宅用火災警報器等の設置及び維持の基準等を示すことから、茨城西南地方広域市町村事務組合では、火災予防条例を改正をいたしまして、新築住宅については平成18年6月1日から、既存の住宅につきましては平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置を義務化した経過がございます。

火災警報器の設置普及状況につきましては、本年8月に茨城西南地方広域市町村事務組合から、管内

で実施をいたしましたアンケート調査をもとに普及率が公表されてございまして、広域管内7市町の平均では36.8%、境町では45%の推計結果が示されております。

当町の取り組みといたしましては、平成21年8月号「広報さかい」に住宅火災警報器の設置義務化についてのお知らせを掲載をいたしまして、さらには境町消防団員の協力を得まして、全国火災予防運動週間などさまざまな消防活動の機会をとらえ、パンフレットを配布するなどの広報活動を実施をいたしました。

また、平成21年度におきましては、国の施策でありました地域活性化・経済危機対策臨時交付金対象事業の一環といたしまして、町内における70歳以上の独居世帯、もしくは70歳以上の高齢者世帯、合計で439世帯に対しまして、火災警報器の無償配付及び消防団による取り付けを実施をさせていただきました。なお、町内7地区にございます町営住宅の全世帯165世帯におきましても、設置が完了しているところでございます。

今後におきましては、さらに関係機関団体の協力を得ながら、継続して啓発活動を展開をいたしまして、さらなる住宅用火災警報器の普及促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 境町の場合は、聞きますと、本当に大変進んでいるというか、全国的にはちょっと、全国の普及率は52%ですから、それからするとちょっと落ちますが、茨城県全体では、今聞くとやはり大分いいのかなという感じがいたします。これは、本当に家の人がやっぱり自分で買って取りつけてもらわなくてはいけないことですから、大体が。普及というのはなかなか難しいと思うのですが、先ほど境町は70歳以上の方に無料配付したということがありました。町営住宅でも全部ついているという話でありますので、これはやっぱり進んでいるというふうには思います。ただ、ほかも、例えばですけども、これは喜多方市ですね、喜多方市でもやっぱり65歳以上のところとか、また身体障害者、精神障害者の家庭、また療育手帳の所持者ですか、こういう方に関してはやっぱり無料で設置をして普及に努めているところもあります。

また、これは四万十市ですけども、ここでは安価な、一括大量購入をして、それで普及を進めていくということを今検討している、これはやったかどうかわからないですけども、そういうことも実は検討しているところもあるということでありましたので、どうかこの点も、いろんな参考のところはありますけれども、一応これは国で決まった法律でもありますので、普及できるように努めていただきたいと思います。

特に今お答えがありましたけれども、啓発活動をしていくということ以外に何か町で考えることが特にあれば教えていただきたいと思うのですが。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

いずれにしても、先ほどご答弁申し上げましたように、来年の6月からは義務化をされるという

こととございますので、ではそのときにどんな対応をしていくのかということも大きな課題になってくるだろうというふうに思っております。町といたしましては、当面、当然消防団等々の関係団体も含めまして、これから具体的に、例えばいろんなイベントのときとか、そういった集客力、菜の花もそうですけれども、そういった集客力が多いときに、より効果的な広報活動というのを具体的に、消防団を含めました、警察とか、そういった関係団体と具体的な協議をして、ぜひともイベントのときに、そういったコーナーなり催し物を実施をしていきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） さっき副町長から消防団という話がありましたので、ちょっとあれなのですが、つい最近うちの実家のほうも消防団の方が来ていただいて、消火器の交換ですか、来ていただいたのですが、境町ではあれですか、うちの親も高齢者ですので、設置のあれは無料で配付していただいたのですが、あれは消防団の方ではなかったような気がしたのですが、警報器は消防団の方をお願いしてやっているのですか、それは。消防団の方ですか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） お答えいたします。

住宅用火災警報器の設置につきましては、昨年度の事業としては消防団のほうで取りつけていただいたところですよ。

〔「ああ、そうですか」と言う者あり〕

○副町長（齊藤 進君） ええ、団員の方をお願いをいたしまして、日当と申しますか、それらを事業費の中に組み込みまして、消防団の方をお願いしてきた、こういうこととございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 済みません、ちょっとそこを勘違いしたところがあったものですから。では、ぜひ住宅用火災警報器が本当に普及できるように、いろいろと対策を立てていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。それは要望ですので、結構です。

○議長（木村信一君） これで3項目についての質問を終わります。

次に、4項目に対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 「いじめや不登校の問題について」のご質問にお答えします。

「当町における現況と取り組みについて」とのご質問でございますが、文部科学省が児童生徒の問題に関する調査で用いるいじめの定義は、「子供が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子供

の立場に立って行うよう徹底させる」としています。

いじめ自殺のニュースを見る目たびに、親や教師はいじめに気づけなかったのかと疑問を抱かれています。現状があるかと思いますが、現代のいじめは陰湿化、巧妙化、潜在化が進行しており、いじめの実態がつかみにくいのも特徴です。また、思春期の子供は、自尊心も高く、反抗期でもあるため、あえて親や家族にいじめを打ち明けず、発見が遅れる時期でもあります。

いじめをなるべく早く発見し対処すること、いじめられている子供の心に寄り添うのは親や教師の責任であります。しかし、共働きで子供と過ごす時間が減っている両親も多く、またいじめの発見の難しさが指摘されている現状では、いじめの発見が遅れ、手おくれになることさえあるのが実情です。せめて今学校では何が起きているのか、現在のいじめの特徴を把握しておくだけでも、子供の様子を観察する目が変わってくるかと思えます。

いじめの現況では、平成22年11月までに各小中学校にアンケート調査を実施した結果では、いじめの有無の把握については、小学校2校であったとする回答、残りの3校はなかったということでありました。中学校では、全校でありの回答でありました。件数では、小学校が4件、中学校が8件で、いじめを把握した後の学校の対応については、学級担任や他の教職員、スクールカウンセラーが状況を聞き、家庭訪問を実施するなど、継続的に面接し、ケアを行った。教育委員会及び適応指導教室相談員と連携して対応した。児童相談所の関係機関と連携し対応したなどの回答内容で、いじめの解消に努めている状況であります。

続いて、不登校の現状であります。要因としては不安と情緒的混乱、無気力、複合的な理由などが考えられます。また、現在では学習障害、注意欠陥、多動性障害等が新たな課題として注目されています。これらの児童生徒は、人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといったことが進み、不登校に至るケースであります。

境町の現状では、平成22年10月末現在の小中学校の不登校の人数は、小学生6名、中学生27名、合計33名となっており、1年前の同時期では、小学生が3名、中学生が29名、合計32名で、小学生が3名増加、中学生が2名減、全体では1名増加しています。

不登校対策の取り組みとしては、小中学校の生徒指導主事や主任児童委員、青少年相談員連絡協議会長、青少年健全育成さかい町民の会長等から構成されている生徒指導連絡協議会を通じた対応や、学校生活に対応できない児童生徒の居場所づくりや、教育相談のための適応指導教室への入室や通級を指導し、家庭訪問や保護者との相談やカウンセリングを通して学校復帰のための支援をしています。昨年は学校に復帰した成果がありましたが、現在では、欠席日数の状況から見ると、改善傾向にある児童生徒が3名の状況であります。

今後もしじめ発生の未然防止と早期発見に努めるとともに、不登校が解消できるよう、事例研修、いじめ・不登校問題を抱える教員との面談などの教育相談を実施することによるスキルアップや、学校と適応指導教室と連携し、きめ細かな支援を引き続き実施してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番(田山文雄君) 先ほど僕は、最初の質問の中で、中1ギャップという言葉がありますということを行いました。小学校から中学校に上がるときに、こういった傾向が強くなると。この辺については、教育長はどのようにお考えですか。

○議長(木村信一君) 答弁を求めます。

教育長。

○教育長(佐怒賀政守君) 中1ギャップにつきましては、茨城県の教育委員会でも今、学級編制というのは、文科省では1クラス40人なのです。茨城県が中1ギャップ解消ということで、中学1年生だけが、35人を超える学級という表現なのですが、35人を超える学級については、それが3クラス以上の場合は4クラスにしていけると。というのは、1人教員を加配しますよと。それから、1クラスや2クラスというところでは、非常勤講師を配置するという、そうした県の中1ギャップ解消についての、これは県の教育委員会の取り組みでございます。

境町におきましては、中1ギャップ解消ということで、小中連携の生徒指導連絡協議会というのを開催しております。これは、小学から中学にかけて、例えば清掃のときにはこういう順序でやりましょうとか。早い話が、発達段階によりますけれども、まず机を片して、掃いてからふき掃除をやるとか、それからあいさつ運動を展開しましょうとか、いわゆる小学校、中学校のギャップというものをできるだけ少なくしようという生徒指導連絡協議会、小中連携の、そうした取り組みも行っております。

ただ、ご存じのように、小学校は学級担任制なのです。中学は教科担任制に入るわけです。それから、二中の場合ですと、猿島小と森戸小、境中で考えますと3校の小学校が、中学1年のクラス編制で一緒になるというふうなことで、授業の形態も、それから友達関係も、そうしたことがありますので、できるだけ中1ギャップをなくすようにと、こういう努力はしているところでございますが、いろいろ課題はあるかと思えます。

以上です。

○議長(木村信一君) 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番(田山文雄君) 先ほど教育長から、中1ギャップという言葉は県でも指摘をされて、今取り組んでいるという話がありましたけれども、先ほど言いましたように、中1ギャップというのを初め命名したのは実は新潟の教育委員会が初めてなのです。やっぱりそこは、もうずっと本当に、平成15年からもう研究をしてきて、17年、18年から実施をしてきたと。その中の取り組みというのが、実はさっき教育長が言われていましたけれども、教員の加配ですね、一つが。または小中の一貫教育というのも一つの手だというのがあります。これは、そう簡単にいくものではないのですが、ただ複数担任制の実施や、また中学校の教員が小学校に出向いて行って出前授業をしていくと。また、児童生徒一人一人のストレス度をはかる心の健康アンケートなどの取り組みをしている結果として、その中1ギャップというのがなくなった、大分減ったよという、実は出ているのです。これはもう小冊子も出ているのです。

確かに新潟と茨城と県の教育委員会のあり方は違いますから、そういうのは難しいのかもしれないとは思いますが、これは本当に、僕がびっくりしたのは、最初言いましたように、最初の質問のときにはいじめがないような回答をいただきまして、今回教育長から、ちゃんとこういった、いじめもあったし、不登校でもこれだけ多いという話もありましたけれども、本当にこういった、さっき言った、小学

校がもう6人から中学校27人ですから、やっぱり社会問題になっている中1ギャップというのはやっぱり関係あるのだなと、境町でも関係があるのだなという感じが今聞いていてしたのですが、こういう具体的な、本当に県の教育委員会だけに頼るのではなくて、境町としてこういうのをなくそうという、何か特別な取り組み、考え方があるかどうかまず聞きたいと思うのですが。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（佐怒賀政守君） 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、いわゆる小中連携ということは、お互いに、中学の先生が小学校の授業を見たり、小学校の先生が中学の授業を見たり、そうした考慮を図るほか、小中連携ですね、これを進めていたり、それから主事の生徒指導連絡協議会を開いて、小学校、中学校の生徒指導の現況をつぶさに報告し合ったり、これは年3回やっているのですが、そうした取り組みはしている状況なのですが、小学校の先生が中学で授業をすとか中学の先生が小学校で授業をする、そこまでは境町ではまだ踏み込んでおりません。大いに参考というか研究したいと思います。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 本当にぜひいろんなことを研究していただいて、いじめが、本当に悲惨なことです。さっきありましたけれども、これも前に実は僕は一般質問を18年にしたときに、雑誌に載っていた、本の人の言葉を紹介したことがありましたけれども、やっぱり身近なことで実はいじめってなくなるというのがあるのです。本当に例えばトイレなんかを先生も一緒に使うとか、それだけでトイレのいじめはまずなくなる。また、休み時間の中に先生が、毎回でなくてもいいのですが、教室を回ったりとか、巡回していく。それだけでも、やっぱり先生の目が届くということはいじめが減るのだという、これは本当にそういうのに取り組んでいる専門の方の言葉だと思うのですが、どうかそういったいろんなことを教育委員会で取り組んでいただいて、本当に児童生徒が安心して学校に行けるような環境をぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

その辺もやっぱりこれは要望になってしまいますが、教育次長のほう、しっかりその辺研究していただいてやっていただきたいことを要望といたしまして、質問を終わります。

○議長（木村信一君） これで田山文雄君の一般質問を終わります。